

# 医療保険<sup>①</sup>の更新時期です！

## 後期高齢者医療保険に加入している方(75歳以上の方)

昨年度の更新では暫定的な運用として、マイナ保険証の利用登録の有無にかかわらずすべての被保険者へ資格確認書を交付しておりましたが、今年度から次のとおり送付されますのでご注意ください。

マイナ保険証の利用登録の有無	送付されるもの	
	75歳～84歳まで	85歳以上
登録あり	資格情報のお知らせ	資格確認書
登録なし	資格確認書	資格確認書

### ◆マイナ保険証の利用登録をしている方

- ・75歳から84歳までの被保険者については、資格情報のお知らせを送付しますので、8月からはマイナ保険証を使って病院を受診してください。
- ・85歳以上の被保険者については、引き続き暫定的にマイナ保険証の利用登録の有無にかかわらず資格確認書を送付します。

### ◆マイナ保険証の利用登録をしていない方など

- ・マイナ保険証の利用登録をしていない被保険者やマイナンバーカードを持っていない被保険者については、有効期限が令和9年7月31日(金)までの資格確認書を送付します。

## こんなときどうしたらいいの？

- Q. マイナンバーカードの再発行の手続き中ですが、病院の受診時はどうしたらいいですか？
- A. マイナンバーカードの紛失や有効期限の更新などで、一時的にマイナ保険証が利用できない場合は、福祉課で手続きすることで短期間限定(最大3カ月)の資格確認書を交付しています。
- Q. マイナ保険証の利用登録を解除したいときはどうしたらいいのですか？
- A. 福祉課にて利用登録解除の手続きをすることができ、その場で資格確認書を交付します。なお、被用者保険(社会保険など)についてはそれぞれのお勤め先などへご確認ください。
- Q. 自分ではマイナ保険証を使えない場合はどうしたらいいのですか？
- A. マイナ保険証は暗証番号もしくは顔認証により使うことができますが、高齢や障害などにより第三者からの介助が必要で自身ではいずれの方法でも認証ができない場合には、ご家族やヘルパーなどからの申請により資格確認書を交付することができますので、福祉課までご相談ください。(マイナ保険証の利用登録の解除の必要はありません)
- Q. 資格確認書も資格情報のお知らせも届かないのですがどうしてですか？
- A. 次のことを確認し、それでも送付されない場合は福祉課までお問い合わせください。
- ①左ページの表の“なにも送付されません”の区分に当てはまっていないか
  - ②すでに家族の誰かが受け取っていないか(国保：黄色い封筒、後期：白い封筒)
  - ③国民健康保険に加入する手続きをしているか